

令和2年度 睦沢町 住宅リフォーム補助事業のご紹介

町では、町民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します。**(耐震改修工事等と併せて実施することも可能です。)**



	申請受付期間	申請書の提出
第2回 申請受付	令和2年7月6日（月）から令和2年7月17日（金）まで。	建設課 管理班 (役場 庁舎2階)
※申請後、交付決定まで2週間程度かかる場合がありますので、工事施工業者と十分調整のうえ申請ください。		

○補助対象者

- ・町内在住で、住民登録している人
- ・町税等を滞納していない人
- ・**補助金の交付は、1住宅につき、累計50万円迄**
※過去に補助を受けた住宅も申請可能です。

○補助対象住宅

- ・町内に所有し自ら居住している住宅
※マンション等の集合住宅は個人専有部分
※店舗等との併用住宅は個人住宅部分
※建築基準法に適合している住宅

○補助対象となるリフォーム

- ・町内の施工業者(町内に住所を有する法人又は個人事業主)を利用する、住宅本体に係る機能維持・向上、居住環境の向上のための修繕、模様替え、増改築、減築等の工事

- ・工事金額が20万円以上の工事（消費税は除く）

○補助金額

- ・補助対象となる工事に要する額の20%に相当する額
- ・50万円を限度額となります。

Q1「申請者」は誰になりますか？

A1 住宅を所有し、お住まい(住民登録がある)になっている方で、リフォームの契約者が申請者となります。

Q2「町内施工業者」とは？

A2 町内に住所を有する、リフォームを業として営む民間業者です。法人だけでなく、町内にお住まいの大工さんや個人経営の工務店なども含まれます。

Q3 工事が終わっている、もしくは工事中の場合は補助対象となりますか？

A3 対象になりません。
申請後、町が補助金の交付決定をしたリフォームのみが対象となります。対象者には町が「補助金交付決定通知書」を郵送しますので、その後、リフォーム工事を始めてください。

Q4 睦沢町指定の施工業者はありますか？また、紹介してもらえますか？

A4 町では、施工業者の指定や紹介を行っていません。お近くの業者をはじめ、電話帳、インターネット、町内施工業者の組合等にご相談ください。

Q5 抽選は誰が行うのか？

A5 抽選は申請者または申請者から委任された者が出席し、抽選を行ってもらいます。日時、会場は申請時にお伝えします。

申請の流れ

申請書類の提出（受付期間内に受付窓口へ提出してください）

●補助金申請に必要な書類（申請書類）

- ①補助金交付申請書
- ②住宅リフォーム見積書の写し
- ③リフォーム工事前の工事部分の写真
- ④住民票の写し（世帯全員）
- ⑤最新版、世帯全員分の町税（国民健康保険税等を含む）の納税証明書
- ⑥その他町長が特に必要と認めるもの

申請書類の審査を行い、必要に応じて現場確認を行います。

決定者には、交付決定通知書を発送します。

ご注意！

※交付決定前の工事着工は助成対象になりません。

必ず、交付決定通知書が届いてから工事を始めてください。

工事を変更・中止する場合は、変更・中止申請書を提出してください。

※事業内容変更による補助金の増額は原則認められないものとします。

工事完了後に実績報告書類をまちづくり課に提出してください。

●工事完了の報告に必要な書類(実績報告書類)

- ①補助金交付実績報告書
- ②補助対象リフォーム費用の領収書
- ③契約書又は請書の写し
- ④施工中と施工後の写真
- ⑤その他町長が特に必要と認めるもの

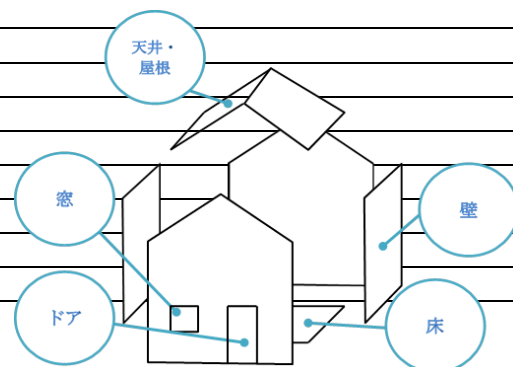
実績報告書類の審査を行い、必要に応じて現場検査を行います。
交付決定者には、交付決定通知書を発行します。

補助金交付請求書を提出してください。

補助金を指定された口座に振り込みます。

●補助の対象となるリフォーム工事及び補助の対象とならないリフォーム工事一覧

	No	リフォームの内容	備 考
対 象	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
	2	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	
	3	給排水衛生設備工事	増築、改築、減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。宅外配管・配線工事を含む。
	4	給湯設備工事	
	5	換気設備工事	
	6	電気設備工事	
	7	ガス設備工事	
	8	オール電化住宅工事	工事の必要ないIHクッキングヒーターの設置は×。
	9	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	10	外壁の張り替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	11	部屋の間仕切りの新設や変更工事	
	12	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も○。内装工事に伴う室内カーテン・ブラインド等の取り替えや新設は○。（カーテン・ブラインド等のみは×。）
	13	ふすま紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しも含む）	
	14	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	15	雨どい等の取り替えや修理	
	16	建具・開口部の取り替えや新設工事	手動・電動シャッターも○。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルム等の取り替えや新設も○。（障子紙の張り替えのみや窓ガラス、網戸、防犯フィルム等のみは×。）
	17	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
一 部 対 象	18	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	介護保険居宅介護住宅改修費支給、重度障害者住宅設備改善費助成、高齢者住宅設備改善費助成、住宅改修費給付の制度を利用している部分は×。利用していない部分は○
	19	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	木造住宅耐震改修工事等補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。
	20	防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修等）	国の住宅防音工事補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。
	21	住宅の解体工事	解体工事のみは×。増築、改築、減築工事、その他リフォームに伴う部分の解体であれば○。ただし、個人住宅吹付けアスベスト対策費補助を利用している部分は×。
対 象 外	22	車庫、物置・倉庫等の工事	
	23	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅ではないため×。
	24	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	25	植樹、剪定等の植栽工事	
	26	下水道、合併処理浄化槽工事	
	27	雨水浸透ますの設置工事	
	28	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
	29	雨水タンク設備の設置工事	
	30	防犯ライト・カメラの設置工事	
	31	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事	
	32	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	
	33	ガスコンロ、食器洗浄機、オーブンレンジ等の取替えや設置	ビルトインタイプも×。ただし、キッチンユニットの取り替えに伴うものは○。
	34	ウォシュレットの取り替えや設置	ただし、便器の取替えに伴うものは○。
	35	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も×。
	36	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	37	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	38	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	
	39	高効率給湯器の設置	上部のNo.4とは異なりますのでご注意ください。



※町では、電話や訪問などによるリフォームや耐震診断などの委託・勧誘は一切行っていません。

お問い合わせ 睦沢町役場 建設課 管理班（役場本庁舎2階）

TEL 0475-44-2522

FAX 0475-44-1729

